

高鍋町告示第30号

令和7年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年6月2日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和7年6月6日（金）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○6月10日に応招した議員

同上

○6月11日に応招した議員

同上

○6月12日に応招した議員

同上

○6月18日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和7年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

令和7年6月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 常任委員会行政調査の報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [高鍋町
税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) [高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) [令和6
年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第7 報告第2号 令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 令和6年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 株式会社高鍋衛生公社令和6年度会計決算及び令和7年度会計
予算について
- 日程第10 議案第30号 児童生徒用タブレットパソコンの購入について
- 日程第11 議案第31号 高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約につ
いて
- 日程第12 議案第32号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について
- 日程第13 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第34号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第35号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第36号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第17 議案第37号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第38号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第39号 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第40号 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

（1）議長の会務報告

（2）議員派遣の報告

（3）常任委員会行政調査の報告

（4）例月現金出納検査結果報告

（5）町長の政務報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町
税条例の一部改正について〕

日程第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔高鍋町
国民健康保険税条例の一部改正について〕

日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔令和6
年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕

日程第7 報告第2号 令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について

日程第8 報告第3号 令和6年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 報告第4号 株式会社高鍋衛生公社令和6年度会計決算及び令和7年度会計
予算について

日程第10 議案第30号 児童生徒用タブレットパソコンの購入について

日程第11 議案第31号 高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約につ
いて

日程第12 議案第32号 一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について

日程第13 議案第33号 町道路線の認定について

日程第14 議案第34号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第35号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第36号 高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正につ
いて

日程第17 議案第37号 令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第38号 令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第39号 令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第40号 令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

1 番	日高	正則君	2 番	森崎	英明君
3 番	橋	重文君	5 番	春成	勇君
6 番	兒玉	秀人君	7 番	中村	末子君
8 番	永友	良和君	10 番	森	弘道君
11 番	加藤	秀文君	12 番	檜原	富子君
13 番	松岡	信博君	14 番	緒方	直樹君
15 番	田中	義基君	16 番	古川	誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	早瀬 哲郎君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
農業委員会会長	坂本 弘志君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長		横山 英二君	
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長		鳥取 和弘君	
町民生活課長	岩佐 康司君	健康保険課長	井戸川 隆君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	濱本 生代君
上下水道課長	松浦 郁雄君	教育総務課長	日高 茂利君
社会教育課長	濱本 明俊君		

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和7年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。

令和7年第2回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る6月3日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）外専決処分の承認を求めることについてが2件、報告第2号令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書について外報告が2件、議案第30号児童生徒用タブレットパソコンの購入について、議案第31号高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約について、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更について、議案第33号町道路線の認定について、議案第34号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について外条例の一部改正が2件、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）、議案第38号令和7年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第39号令和7年度高鍋町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上17件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員から、議案第37号中、商工費、商工振興費の投資及び出資金についての詳細な説明資料の配付を求められ、また出資及び出資金については、議員全員での審査が妥当であるとの意見が出ております。

その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日6月6日から18日までの13日間で行うこと、また議案第37号中、商工費、商工振興費の投資及び出資金については、13日、特別会計等予算及び条例審査特別委員会の調査まとめの後、議員全員で審査することで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、日高正則議員、2番、森崎英明議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（古川 誠） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告、議員派遣の報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、常任委員会行政調査の報告を求めます。文教産業建設常任委員会委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3番。文教産業建設常任委員会の行政調査報告をさせていただきます。

日時は5月29日の1日間、委員6名、総務厚生常任委員会委員7名、事務局2名、地域政策課職員1名の合計16名で、先進地である都農町ふるさと納税の運営に、都農町職員及び企業として長年取り組んできた実績等を持つ現株式会社宮崎エンジン代表取締役、山本貴士氏より、地域商社がふるさと納税の運営にどのように関わるのかなどを都農町一の宮交流館にて研修してまいりました。

研修は、事前に文教産業建設常任委員会委員から提出された質疑事項を山本貴士氏が回答する形で行われ、最後に、そのほかの質疑についても答えてもらいました。委員から数多く質疑がありましたが、そのうちの一部の報告にとどめますことを御了承ください。

地域商社設立に必要な経営方針は、三本柱、ミッション、ビジョン、バリューを明確に持つことが大切であること、また成功するには、熱意ある人がとても重要であることを強調されました。

つの未来財団設立は、ふるさと納税の寄附金10億円を原資に、都農町の未来に向けたまちづくりを加速させるためにできたとのこと、ポータルサイトが多いほど納税寄附金は多く集まるが、サービスを落とさないようにサイトを調整する必要があるとのこと、ふるさと納税返礼品は、売れないものを作ることは無駄であり、よい商品を作ることが必要なこと、飽きが来るので、売れ筋の三本柱で用意すること、調理方法を伝えること、新規雇客の獲得は30から40%、リピーターが60から70%であり、リピート率を上げるにはメルマガ、サイト上の発信、タイミング、また町人会の活用があるなどの説明がありました。

ほか、ふるさと納税の人気商品、地元生産品のアピールの仕方、年度ごとの各自治体のふるさと納税の変化など、大変興味のある内容で説明を受けることができました。

以上、文教産業建設常任委員会の行政調査報告を終わります。

○議長（古川 誠） 次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告とします。

次に、町長の政務報告を行います。町長の政務報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（古川 誠） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月18日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの13日間に決定いたしました。

日程第4．議案第27号

○議長（古川 誠） 日程第4、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和7年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、個人町民税に係る特定親族特別控除の新設、二輪車の車両区分の見直し等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律は、令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。議案第27号（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

資料を御覧ください。

今回の改正は、令和7年度税……（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○税務課長（濱本 生代君） 議案第27号（専決第2号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、関係する条項を改正したものでございます。

改正の主なものは、3点ございます。

第1点目、個人町民税関係で、個人町民税に係る特定親族特別控除の新設でございます。これは19歳から23歳未満の大学生年代の子等の特定親族特別控除が新たに創設されたことに伴い、本町条例の規定を整備するものでございます。

特定親族特別控除の内容は、資料に記載のとおり、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合、特定親族の所得金額に応じて3万円から45万円を控除するものでございます。

次に、2点目、二輪車の車両区分の見直しでございます。これは、今年11月から適用されます新たな排ガス規制に対応するための新基準原付について、軽自動車税種別割の税

率を現行の原動機付自転車と同額とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、３点目、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でございます。これは加熱式たばこ紙巻たばこの税負担の差を解消するため、国たばこ税において課税方式の見直しが行われることに伴い、新たに規定するものでございます。

そのほか、公示送達をインターネットで行うことができるようにする規定の改正のほか、法律等の改正に合わせて項ずれなどの反映を行っております。

施行期日につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。７番、中村末子議員。

○７番（中村 末子君） ７番、中村末子。公示送達については、インターネットで個人でも見れるようになるのかどうかという確認が一つと、もう一つ、特定個人識別に係る人事配置は必要ないのかどうか、そこだけ確認をさせてください。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。まず、公示送達につきましては、個人でインターネットが見ることができるようになります。

あと、人的配置については必要ありません。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２７号を起立によって採決します。本件は承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 賛成全員と認めます。したがって、議案第２７号専決処分の承認を求めることについて（専決第２号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕は、承認することに決定いたしました。

日程第５．議案第２８号

○議長（古川 誠） 日程第５、議案第２８号専決処分の承認を求めることについて（専

決第3号)〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。議案第28号専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和7年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令において、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び保険税軽減措置の所得判定基準額の引上げが行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、同法律及び同政令は、令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されており、税務事務に支障を来すことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 誠) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長(濱本 生代君) 税務課長。議案第28号(専決第3号)〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕、詳細説明を申し上げます。

資料を御覧ください。

今回の改正は、令和7年度税制改正の大綱に基づき、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係する条項を改正したものでございます。

改正は2点でございます。

まず、国民健康保険税応能分所得割の関係でございますが、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担の軽減を図る観点から、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「24万円」から「26万円」に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税応益分、いわゆる均等割、平等割の関係でございますが、経済動向等を踏まえた軽減判定所得基準額の見直しに伴う改正で、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減の場合、現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減の場合、現行の「54万5,000円」から「56万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

最後に、施行期日は、令和7年4月1日で、令和7年度の保険税より適用となります。

以上で説明を終わります。

○議長(古川 誠) 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番(中村 末子君) 今、社会で問題になっているのは消費税とか、本当に一般の人たちの生活が大変苦しい状況にあります。この説明書から見ると、7割、5割、2割の軽減はそんなに上がっていないというところを見ると、非常にやはり納める税額が高いのではないかと私は気になります。

この税額を納めることになる世帯数は何世帯となっているのか、また今でも生活が大変な状況下において国保税が上がることはないのかどうか、弊害はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。基礎課税額の限度額 6 6 万円の課税世帯は 2 3 世帯、後期高齢者支援金等課税額の限度額 2 6 万円の課税世帯は 5 0 世帯の見込みでございます。

なお、今回の改正では課税限度額の引上げにより高所得者の方の税負担は増えますが、5 割軽減、2 割軽減の対象となる世帯の所得範囲を拡大しておりますので、低所得者層の税負担については軽減が図られております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 今、答弁をお聞きしましたが、これぐらいの軽減率では、なかなか今の消費者というのは、今、生活している人たちというのは、非常に困難な状況下にあるわけですね。

だから、そういうことを加味した場合には、やはり国は国保税の高額療養費の引上げなどなしとするなどお話をされておりますけれども、実際問題として、やはり軽減措置をもう少し高くしてあげないと、なかなか納められない、納めたくても納められない、計画的に納められない、そういう人たちが私は増加しているんじゃないかと思いますが、そのところはどうか判断されてきましたか。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（濱本 生代君） 税務課長。軽減措置につきましては、6 年度も見直されておりますが、軽減判定所得について、当該軽減を現在受けておられる世帯が生活水準が変わらなければ、引き続き軽減を受けることができるよう今回改正されておりますので、一応配慮はなされているものと考えております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 8 号を起立によって採決します。本件は承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第２８号専決処分の承認を求めることについて（専決第３号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕は、承認することに決定いたしました。

日程第６．議案第２９号

○議長（古川 誠） 日程第６、議案第２９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）〔令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第１３号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第２９号専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）〔令和６年度高鍋町一般会計補正予算（第１３号）〕について、提案理由を申し上げます。

今回の専決処分は、森林環境譲与税の確定に伴う基金の積立て及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額の確定に伴う財源の更正等でございます。

なお、譲与税及び交付金の額の確定が令和７年第１回高鍋町議会定例会の閉会后となりましたことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年３月３１日付でやむを得ず専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容といたしましては、令和６年度一般会計補正予算（第１３号）であり、歳入歳出それぞれ２９８万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１８億２,９５６万９,０００円とするものでございます。

今回の補正は、森林環境譲与税額の確定に伴い、森林環境譲与税基金に４６５万５,０００円を積み立てるもの及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金３億４,７１２万３,０００円を住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金事業等に組み入れ、ふるさとづくり基金繰入金と同額減額する財源更正等でございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

まず、歳入について、予算書は６、７ページでございます。

地方譲与税森林環境譲与税につきましては、３月期の譲与税額が３月２１日に通知され、その額が確定しましたので、既に予算計上していた額との差額２９８万２,０００円を増額補正したものでございます。

国庫支出金、国庫補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する事業の事業費確定により、当該交付金を３億４,７１２万３,０００円増額補正し、繰入金、基金繰入金につきましては、当該事業費の財源として一旦充当していたふるさとづくり基金繰入金を同額減額補正する財源更正でございます。

次に、歳出について、予算書は８ページから１１ページでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金事業等の事業費確定による財源更正、農林水産業費、林業費、林業総務費につきましては、森林環境譲与税の確定に伴い、森林環境譲与税基金に465万5,000円を積み立てる増額補正、委託料及び補助金につきましては、実績による減額補正でございます。

商工費、商工費、商工業振興費につきましては、物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業の事業費確定による財源更正、教育費、保健体育費、学校給食費につきましては、学校給食に関わる食材購入補助事業及び中学校学校給食費無償化事業の事業費確定による財源更正でございます。

詳細説明は以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。森林環境譲与税の増加の要因は分かっているのかどうか、お伺いします。ただ単にパイの配分と考えていいのかどうか、再造林及び国庫支出金は、一般会計より出し替えていたものでありますけれども、歳入が遅いと感じるんですが、要因は何と考えているのか。

再造林及び下刈り推進についての減がありますけれども、準備していたができなかったということか、その理由は何なのか、具体的にお示し願いたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。林業関係についてお答えをさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の増加の要因ということでございますけども、森林環境譲与税は、令和元年から制度が始まっております、当初は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用しております。それが令和6年度から個人住民税と一緒に徴収いたします、国税であります森林環境税を原資にして配分をされるものでございます。

この配分につきましては、令和5年度が全国で500億円を予定していたところ、令和6年度につきましては600億円に引き上げられたことから増額をしているものでございます。

続きまして、再造林と下刈りについての御質疑でございます。

宮崎県におきまして、グリーン成長プロジェクトが制定されておりますので、それに対応するため、6年度の当初予算を前年度より多めに要求をしておりました。

再造林につきましては、天然更新、再造林をせずに自然のまま森の成長を図るものがまだ多いということ、それと再造林をするための苗が不足をしておりますので、予定計画では5ヘクタールを見ておりましたけども、実績としては2.85ヘクタールの再造林にとどまっていたものでございます。

下刈りにつきましては、当初15ヘクタールを予定しておりましたが、実績15.98と

ということで、ほぼ予定どおりの実績を残せたものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。歳入が遅いと感じるが、要因は何かという御質疑に対するお答えでございます。

交付金を活用した事業につきましては、国が示したスケジュールに基づき事務手続を進めてきたところでございますが、今回交付金を活用した事業は住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金事業等のほか、国が推奨する事業メニューとしてプレミアム付商品券発行事業、学校給食食材購入補助事業及び中学校給食費無償化事業を実施しております。このうち学校給食食材購入補助事業及び中学校給食費無償化事業につきましては、事業の完了が3月下旬となりましたことから、交付金事業について今回の補正予算にて財源を更正したものでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど再造林についての説明がございましたけれども、私は、この再造林という形、今の在り方というのは、もう一度杉の木を植えるということになっておりますが、これだけ高齢化して山をきちっと管理できる人のいなくなった今の社会の中で、私は、二酸化炭素排出量を減らすという意味でも、普通のドングリなどを、要するに埋め込んでいくというやり方も非常に効率化があるのではないかと思います。土砂崩れも防げる可能性がありますので、再造林に頼らずに、再造林のみでなく、それは県や国に対してもしっかりと要請をしていただきたいなとは思っておりますが、担当課としてはどのようにお考えでしょうか、また町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。只今、再造林のお話ございました。確かに、現在、杉、ヒノキ、そちらのほうの主になっておりますけども、なぜ杉とかヒノキになるかという、成長が早い、それと加工がしやすいので、家とかに造り、材料となりやすいということから戦後から杉が、特に宮崎では杉が多く植えられているわけでございます。

再造林につきまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、広葉樹を植えたいという方もいらっしゃる。それが将来の木材として使うのにどうかという問題はあると思いますが、そういう事例もございますので、杉だけに限らずいろんな種類を、そういうのでできるのであれば、また森林組合等とも協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。森林については製材業者、あるいは林業の方がおられますけど、基本的にやっぱり杉、ヒノキで成り立つ建築資材の需要のある木種、植えて生業と

しておられるところが多いというのは、やはり認識しておく必要があります。

ただ、これ山って、実はほっとけば、照葉樹林、こっちは自然と成長します。

ところが、杉、ヒノキよりも何倍もの速さで成長するんで、議員のおっしゃるように、山崩れ、崖崩れ、根が深く入っていくのは照葉樹林で、杉、ヒノキは浅いので、植える場所というのは非常に慎重にやっていかないと、崖崩れ等、この雨の多い時代になってきていると思います。

ただ、冒頭申しましたように生業である、関わっている業者の方は、杉、ヒノキで成り立っている業者が多いということ、照葉樹林、この地本来の樹木というのも、バランスよく植えていく必要があるというのは認識しております。

○議長（古川 誠） はい。（発言する者あり）それは考えです。（発言する者あり）暫時休憩しますか。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私は、先ほどの質疑において、後継者の問題を申し上げたと思うんですね。今は、本当に山を持っていच्छる方で後継者がいない、そして山を見る人がいない、そういう状況下において、盗伐やいろんなことが横行している状況なんですよ。

だから、誤伐と、県は言っていますけれども、誤伐と盗伐は、県のほうもはっきり入れていくことになりました。そういうことをしっかりと私たちは認識した上で、やはり杉、ヒノキを植えたいのであれば、きちんと管理する人を育てていかなければならないということを私は思うんですが、そのことはどのようにお考えになっていच्छるか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。議員がおっしゃるとおり、管理の問題、非常に大きな問題でございます。山は持っているけど、場所も分からないという方も相続等でいच्छるわけでございます。

そこで、この森林環境譲与税を基金に積み立てておりますので、必要があれば、その基金を活用して森林の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本件は承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔令和6年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕は、承認することに決定いたしました。

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（古川 誠） 日程第7、報告第2号令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第9、報告第4号株式会社高鍋衛生公社令和6年度会計決算及び令和7年度会計予算についてまでを一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第2号令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてから、報告第4号株式会社高鍋衛生公社令和6年度会計決算及び令和7年度会計予算についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、報告第2号令和6年度高鍋町一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、防衛施設周辺道路改修等事業につきまして、継続費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第3号令和6年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、物価高騰対策事業、住民税非課税世帯に対する給付及び子ども加算ほか19件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号株式会社高鍋衛生公社令和6年度会計決算及び令和7年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

以上、3件につきまして御報告申し上げます。

日程第10. 議案第30号

○議長（古川 誠） 日程第10、議案第30号児童生徒用タブレットパソコンの購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第30号児童生徒用タブレットパソコンの購入について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、児童生徒用タブレットパソコンを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回の購入に関する予算は、令和7年第1回定例会に提案し可決いただいておりますが、文部科学省が提唱しているGIGAスクール構想の実現に向け、小中学校の児童生徒一人一人に整備されているタブレットパソコンについて、令和2年度の整備から5年が経過することから、新規購入により機器の更新を行うものでございます。

購入物件、児童生徒用タブレットパソコン。契約の方法、随意契約。購入価格、7,893万2,700円。契約の相手方、宮崎県宮崎市高千穂通二丁目1番16号、西日本電信電話株式会社宮崎支店支店長、横奥宏明でございます。

契約の方法を随意契約とした理由でございますが、県内19の市町村が今年度機器の更新を行う予定であり、整備台数が相当数あることから、そのスケールメリットを生かし、県がプロポーザル方式により業者を決定し、共同で調達することとしたため、随意契約となったものでございます。

なお、学校ごとの整備台数は、東小学校524台、西小学校440台、東中学校334台、西中学校232台で、合計1,530台でございます。

詳細説明は以上です。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに児童生徒用のタブレットについては、非常に私もよろしいんじゃないかなというふうには思っております。これはしっかりと利用されているのか、確認しておきたいと思います。タブレットになって児童生徒の成績が落ちたような方もいらっしゃると思います。きちんと生徒の利用実態などは把握されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、随意契約としては、県のほうがプロポーザルについて、一括して購入することになったようなんですけれども、これはやはりここにした理由というのが県のほうには確認をされているのかどうか、それだけちょっと確認させてください。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。児童生徒用のタブレット使用につきましては、導入から5年が経過しておりまして、授業や家庭学習においても日常的に利用されている状況になっております。

タブレットによるA Iドリルなどの教育支援ソフトを活用した学習において、教職員が児童生徒の学習履歴を個別に把握することができるほか、個々の児童生徒の学習進度に応じた出題が可能となりまして、効率的な個別学習にも役立っているところでございます。

随意契約につきましては、先ほど、（発言する者あり）よろしいですか。財政経営課長の詳細説明であつたとおりでございます。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。今回のタブレットパソコンにつきましては、先ほども説明をいたしましたけれども、県のほうで昨年度から事業部会を設けまして、いわゆるプロポーザル方式を採用することで、個別の自治体がそれぞれで調達するよりも県内まとまって調達したほうがというスケールメリットを生かして、それをするすることで1台当たりの単価が抑えられるのではないかとということで、昨年度から事業部会を設定して取り組んできておるということで聞いております。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第30号児童生徒用タブレットパソコンの購入について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

その理由は、確かにA Iなど現代の機器に対する生徒たちがしっかりと対応できる人材づくりを目指していると私は思っているからです。

しかし、残念なことに、先ほども質疑を申し上げましたとおり、やはりそれには個人差がございます。本当にタブレットをしっかりと学び使いこなせる、そしてA Iに対応できる、そういった生徒をしっかりと育成していくためには指導者の在り方が一番大切ではないかなと私は思っております。

先生たちがこの新しい機器にもしっかりと対応され、そして生徒一人一人が本当にきちんとした教育が受けられる環境、そういう環境が私は必要になってくると思います。

私は、今度のタブレットに関しては賛成をいたしますが、これが利用できない子どもさんにも何人かお会いしました。だからこそ、私は、一人一人にきちんと対応できる状況を教育委員会として構築していただきたいをお願いを申し上げまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号児童生徒用タブレットパソコンの購入については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時08分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

日程第11. 議案第31号

○議長（古川 誠） 日程第11、議案第31号高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第31号高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回の工事請負契約に関する予算は、令和7年第1回定例会に提案し可決いただいておりますが、現在の放送設備が運用開始から10年を経過し、令和8年度末をもって保守が終了となることから、操作卓等の設備更新と合わせて、新たに落雷による破損を回避する機能等を追加する工事を行うものでございます。

契約の目的、高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事。工事場所、高鍋町大字上江8437番地。契約方法、随意契約。契約金額、9,900万円。契約の相手方、福岡市中央区天神二丁目13番7号、沖電気工業株式会社九州支社支社長、山口和徳でございます。

契約方法を随意契約とした理由でございますが、現在の放送設備は、今回の契約の相手方である沖電気工業株式会社が独自の技術によりシステムを構築し、施工から保守まで一

括して管理しております。更新に係る費用を抑えるため、戸別受信機等につきましては、今後も継続使用することとしておりますので、現在の運用を維持するため、既設メーカーの設備を採用する必要があることから随意契約となったものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の説明で、内容についての変更があるということ、いわゆる設備の更新と落雷防止ということが説明されましたけれども、どのような設備更新を行い、そして落雷対応というのはどのぐらいまでしていくのか、全部をするのか、それとも一部しかないのか、そのところをお伺いしたいと思います。

そして、戸別受信機については、今までどおり、引き続き同じものが活用できるというふうな説明でありましたけれども、本当に雨のとき、風が強いとき、なかなか室内にいて屋外放送が聞こえないという方もたくさんおられます。そのようなために、戸別受信機もたくさん準備されているとは思いますが、どのような状況なのか、設備更新と落雷対応について、しっかりと確認させていただきたいと思います。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。設備更新につきましては、現在使用しております親局の無線装置及びそのほかの機器等の更新を行うものでございます。あくまでも放送設備の親局となります。

あと落雷防止の装置でございますが、あくまでも本庁舎に設置をいたしまして、その親局を落雷から守るということを考えているところでございます。

最後に、戸別受信機でございますが、こちらのほうは継続して使用することができます。現在、約1,600台ほど町内に貸与をしておりますが、今後も引き続き必要な場所については、申出がありましたら貸与等をしていく予定でございます。

また、今回の機能強化の一環といたしまして、防災アプリの追加を行います。こちらのほうが今後戸別受信機の代替機能を持たせることとしておりますので、そちらのほうも御活用いただければと感じているところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 親局のみの落雷対応ということで、先ほど説明がありました。今、外のほうに立っている設備については、落雷の危険性はないのかどうか、そこをちょっと再確認だけさせていただきたいと思います。

高鍋町は、やはり今までも小っちゃい竜巻でしたけれども、やっぱり竜巻が起きたりとか、いろんな形で落雷の起きやすい箇所というのが何か所かあるようでございます。大きな送電線と言えば、南九州化学などに通っているあの送電線から来る放流電力による落雷可能地域というのがありますので、その辺の対応というのはどうしていくのか、そこをち

よつときちんと確認をしておきたいと思います。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。本庁舎のみの対応ということで、先ほど説明いたしましたが、2年ほど前ですか、実際落雷によりまして防災無線の放送ができなくなるという事態が発生をしております。今回、もともとの親局が放送できないと、緊急時に町内に放送することができませんので、まずは親局の放送設備を守ることから、今回、本庁舎の落雷防止を優先して行うものでございます。

そのほか屋外のスピーカー等もございますが、これまでちょっと落雷等の被害があったという報告は受けておりませんので、その点については大丈夫なのかなというふうに考えております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号高鍋町防災行政無線機能強化放送設備設置工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第32号

日程第13. 議案第33号

日程第14. 議案第34号

日程第15. 議案第35号

日程第16. 議案第36号

日程第17. 議案第37号

日程第18. 議案第38号

日程第19. 議案第39号

日程第20. 議案第40号

○議長（古川 誠） 日程第12、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてから、日程第20、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正

予算（第1号）まで、以上9件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてから、議案第40号令和7年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第32号一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団規約の変更についてでございますが、運営基盤の強化、維持管理等の効率化を目的に、令和8年4月から新富町水道事業を一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が承継し、広域的な経営を行うため、同企業団規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第33号町道路線の認定についてでございますが、馬場原下（1）線、中嶋（7）線、水除下（5）線及び水除下（6）線の4路線を新たに町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第34号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、仕事と生活の両立支援の拡充の一環として、育児のために職員が取得する部分休業制度に関し、休業の取得パターンを追加するなど、同制度の拡充を図ることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、同法の改正規定に基づく制度の運用を定める必要があることから条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第35号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、議案第34号でも申し上げました仕事と生活の両立支援の拡充の一環として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、同法の改正規定に基づき、妊娠、出産等の申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、活用できる制度の周知、その他必要な措置を講じることを義務化するために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第36号高鍋町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、宮崎県が実施する重度障がい者（児）医療費公費負担事業の補助対象者拡大に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、助成対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者を追加するものでございます。

次に、議案第37号令和7年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、町長選挙の関係で当初予算を骨格予算としたことから、今回提案する補正予算案は、私の施政方針等を反映した肉づけ予算として編成いたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8億8,788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億9,788万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容についてでございますが、歳出につきましては、今年度で完了となる源

泉施設改修事業、ふるさと納税の寄附額向上及び地域課題の解決を目的とした地域商社設立のための出資金、物価高、高騰の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図ることなどを目的としたプレミアム付商品券発行事業、社会資本整備総合交付金事業の内示に伴う道路改良事業及び舞鶴団地外壁等改修事業、先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業、美術館館内照明ＬＥＤ化事業等に係る予算を追加するとともに、竹鳩橋の架け替えに向けた宮崎河川国道事務所との河川協議資料作成に係る予算を計上いたしました。

歳入につきましては、事業内容、事業の内示等に伴う国・県支出金の調製、財政調整基金等からの繰入金を増額するものなどがございます。

あわせて、教育施設等騒音防止対策事業に係る継続費の計上、農業用排水路整備事業外６件の地方債の追加及び単独道路改良事業外３件の地方債を変更するものでございます。

次に、議案第３８号令和７年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、課税所得等の確定に伴い、本年度の税収入見込額が算出されたことから、国民健康保険税、国民健康保険基金繰入金及び繰越金間で財源更正するものでございます。

次に、議案第３９号令和７年度高鍋町水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は、資本的収入を６１０万円追加し、資本的収入総額を１億８，７６３万２，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、町道東光寺・鬼ヶ久保線道路改良工事に伴い、鬼ヶ久保中継ポンプ所の土地の一部が道路用地となることから、土地収用に伴う固定資産売却代金として資本的収入を増額するものでございます。

次に、議案第４０号令和７年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入及び支出をそれぞれ１，５９７万２，０００円追加し、収益的収入総額を３億４，７５２万９，０００円、収益的支出総額を３億４，２８８万４，０００円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、収益的支出については、高鍋町公共下水道全体計画区域における汚水処理構想の見直し業務に伴う委託料の増額、収益的収入については、収益的支出の増加に伴い、他会計補助金を増額するものでございます。

以上、９件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時２６分散会
